

必ず投票しましょう
衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査

【投票日時】2月8日(日)午前7時～午後8時【投票できる方】日本国民で、平成20年2月9日以前に生まれ、令和7年10月26日時点で墨田区に住居登録があり、引き続き8年1月26日まで住民登録している方
【投票の種類・順序・方法】▶衆議院議員小選挙区選挙=候補者名を記入▶衆議院議員比例代表選挙=政党名を記入▶最高裁判所裁判官国民審査=辞めさせたいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入【持ち物】入場整理券
【区内で転居した方の投票所】転居の届出日が▶1月14日までの方=新住所地の投票所▶1月15日以降の方=前住所地の投票所
【問合せ】すみだ清掃事務所分室☎3613-2228

点字投票

目の不自由な方は、点字で投票できます。

代理投票

身体に障害等があり、候補者名や政党名を記入できない方は、係員が代筆します。

体が不自由な方への介助

車椅子利用者等は、係員が投票所内の移動を介助します。

期日前投票

仕事やレジャー等で投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。

選挙公報

選挙公報は区内全戸に配布します。また、各出張所・図書館等でもご覧になれます。

【問合せ】選挙管理委員会事務局☎5608-6320

資源の有効活用にご協力ください
古着・水銀式体温計等の回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や水銀式体温計等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

【とき/ところ】▶2月7日(土)/旧すみだ清掃事務所亀沢事業所(亀沢1-8-3)▶2月21日(土)/東あずま公園(立花2-32-12)
【問合せ】すみだ清掃事務所分室☎3613-2228

はいずれも午前9時～午後2時 \*水銀製品の回収は2月7日のみ【回収品目】洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、水銀製品(体温計・温度計・血圧計)、使い捨てコンタクトレンズの空ケース
【対象】区内在住の方
【費用】無料【持ち方】廃食油はペットボトルに入れ、水銀製品はケースに入れるか新聞紙等に包み、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ
【問合せ】すみだ清掃事務所分室☎3613-2228

物価高騰でお困りの子育て世帯の方へ
物価高対応子育て応援手当(2万円)

物価高の影響を受けている子育て世帯に対し、子ども1人につき2万円を支給します。詳細は区HPをご覧ください。

【対象/支給日(予定)】▶7年9月分の児童手当を受給した児童/2月10日(火)▶7年9月～8年3月末に生まれ、児童手当を申請した児童/3月10日(火)以降順次【申込み】原則不要
【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係☎5608-6160▶こども家庭庁コールセンター☎0120-252-071

加入団体へ申請を
家内労働者労災保険特別加入促進補助金

特定の作業に従事する家内労働者に対し、労災保険への特別加入に必要な保険料の一部を補助しています。必要書類は、対象となる家内労働者の特別加入団体に送付しましたので、直接、2月19日までに団体へ申請してください。

【対象】区内在住の家内労働者で、労災保険に特別加入している方【補助率】保険料の10分の1【問合せ】経営支援課経営支援担当☎5608-6185

劣化したものは無料で交換できます
印鑑登録証(カード)

平成12年4月～20年9月に交付した印鑑登録証(カード)は、環境に配慮した生分解性プラスチックを使用しており、年数の経過等で劣化し、破損しやすくなっているものがあります。劣化した印鑑登録証(カード)は、新しいものと無料で交換し

ますので、受付窓口へお持ちください。
【受付窓口】窓口課(区役所1階)、各出張所【持ち物】劣化した印鑑登録証(カード)、登録している印鑑、顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード等、官公署が発行する有効期限内のもの)
【問合せ】戸籍・住民票コールセンター☎5608-6912【担当課】窓口課

国民健康保険に加入中の方へ
医療費のお知らせ(医療費通知)

2月4日に医療費のお知らせ(医療費通知)を送ります(世帯分をまとめて世帯主に送付)。これは医療機関等からの請求内容を確認し、健康と医療への認識を深めてもらうためのものです。再発行はできませんので、大切に保管してください。なお、通知の表示内容が一部変更され、前年までと異なる点があります。

また、マイナ保険証を利用すると、マイナポータル上で医療費情報を確認できます。毎月11日に前々月診療分の医療費情報が更新され、国民健康保険以外の公的医療保険に加入している期間の受診分も閲覧できます。さらに、マイナポータル連携を利用して医療費控除の申告もできます。詳細は区HPをご覧ください。

【問合せ】国保年金課こくほ給付係☎5608-6124

所得税・特別区民税が控除されます
65歳以上の方の障害者控除対象者認定

区内在住の65歳以上で、障害者手帳の交付を受けていない方でも、寝たきりや認知症等により介護認定を受けている方は、福祉事務所長の認定を受けることで、所得税・特別区民税の障害者控除や特別障害者控除の対象となります。

【対象・控除の種別等】下表のとおり【申込み】随時、オンライン申請か、申請書を郵送で、〒130-8640 高齢者福祉課支援係☎5608-6168へ
【問合せ】福祉課支援係☎5608-6168

Table with 3 columns: 対象, 控除の種別, 控除額. Rows include categories like '軽度・中度の認知症高齢者' and '重度の認知症高齢者' with corresponding tax reduction amounts.

【WEB加入】が便利です
令和8年度区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、区が窓口となり、車両による交通事故でけがをしたときに、入院・通院の治療日数と治療期間に応じて保険金が支払われる制度です。自転車に乗る方は「自転車賠償責任」付きのコースをご検討ください。

なお、個人区分の申込みは、オンラインによる【WEB加入】が便利です(支払い方法はクレジットカード・PayPayのみ)。また、保険期間の途中から月割でも加入できます。

本紙に記載している内容は概要です。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。



【保険料(年額)・補償内容等】表1のとおり【保険期間】4月1日午前0時～9年3月31日午後12時【対象】区内在住在勤の方【申込み】▶WEB加入=9年1月31日までにオンライン申請▶直接=申込書を受付期間中に受付場所へ
【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社公務文教営業部東京公務課(新宿区西新宿1-26-1)☎3349-9666
【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当☎5608-6196

(募集文書承認番号SJ25-11223・2025年12月12日承認)

各コースの保険料(年間)・補償内容等(表1)

Table with 3 columns: コース, 一時払保険料, 補償内容と最高保険金額. Rows include XJ, AJ, BJ, CJ, A, B, C courses.

- ① 犯罪被害やひき逃げによる事故で被った逸失利益・精神的損害等の損害額を、保険金額を限度に補償する「被害事故補償(600万円)」が全コースに付きます。
② 加入は1人1コースのみで、保険料は掛け捨てです。
③ 月割保険料は区HPをご覧ください。

申込書の配布・受付場所、受付期間(表2)

Table with 3 columns: 区分, 申込書の配布・受付場所, 受付期間. Rows include 団体 and 個人 categories.

④ 区外の金融機関で手続する場合は、「墨田区」個人加入申込書をお持ちください。